

各位

「第 21 回定時株主総会招集ご通知」の体裁変更について

当社ウェブサイトには体裁変更後の「第 21 回定時株主総会招集ご通知」を改めて掲載させていただいております。

以上

第21回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2017年11月28日(火曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)

場 所

東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル27階
大手町サンスカイルーム A室

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目 次

第21回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
添付書類	
事業報告	6
計算書類	20
監査報告書	23



株式会社 **ストライク**

証券コード：6196

証券コード6196
2017年11月8日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目9番2号
株 式 会 社 ス ト ラ イ ク
代表取締役社長 荒 井 邦 彦

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年11月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2017年11月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル 27階 大手町サンスカイルームA室
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第21期（自2016年9月1日 至2017年8月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎お土産のご用意はありませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに従い、当社ホームページ(<http://www.strike.co.jp>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(<http://www.strike.co.jp>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保に留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としており、当面は当期純利益の概ね20%を目標として配当していく方針であります。当期の期末配当につきましては、上記の方針に従い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 16円 総額 154,833,600円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2017年11月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員が任期満了となります。つきましては、今後の経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員し、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役会が経営陣幹部の選任並びに取締役候補者の指名を行うに当たっては、執行役員以上からの推薦をもとに、独立役員の意見を聴取したうえで、審議を行い決定しております。

【社外取締役の独立性判断基準】

当社の社外取締役の選任に当たっては、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識並びにその職務に相応しい人格を有する方を社外取締役候補者に指名しております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	あらい くにひこ 荒井 邦彦 (1970年11月19日生) 再任	1993年 4 月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 1997年 7 月 当社設立。代表取締役社長に就任(現任) 1999年 6 月 (株)ティン監査役 2005年 6 月 (株)アミューズ監査役 2005年10月 (株)セルバンク取締役	2,048,900 株
	取締役会出席状況	100% (19回／19回)	
	取締役候補者とした理由 当社の創業者であります。1997年の設立から当社の発展を牽引するなど経営に関して豊富な経験・知識・知見を有しております。当社の事業推進と継続的成長のために強いリーダーシップを発揮していることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	すずき のぶお 鈴木 伸雄 (1948年11月28日生) 再任	1972年 4 月 (株)協和銀行(現 (株)りそな銀行)入行 1989年 8 月 協和フィナンシャルフューチャーズ(シンガポール)取締役社長 1992年12月 (株)あさひ銀行(現 (株)りそな銀行)長岡支店長 1995年 5 月 同行シカゴ支店長 2002年 6 月 あさひ銀事業投資(株)(現 りそなキャピタル(株))取締役 2003年11月 当社入社 2008年 4 月 (株)ISホールディングス取締役(現任) 2009年 6 月 当社取締役副社長 2009年 8 月 (株)セルバンク取締役(現任) 2015年11月 当社取締役副社長兼執行役員企業情報部統括部長(現任)	290,000株
		取締役会への出席状況	
		100% (19回／19回)	
		取締役候補者とした理由 長年にわたる金融機関での経営経験と豊富な人脈、知見を有しており、当社入社以来、金融機関との業務提携に貢献してまいりました。当社のさらなる企業価値向上に大きく寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。	
3	なかむら こういち 中村 康一 (1974年 6 月24日生) 再任	1999年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 2005年 1 月 公認会計士中村康一事務所開設 2005年 8 月 中村康一税理士事務所開設 2014年 2 月 当社取締役管理部長 2014年11月 当社取締役兼執行役員管理部長(現任)	120,000株
		取締役会への出席状況	
		100% (19回／19回)	
		取締役候補者とした理由 公認会計士及び税理士であり、会計・財務の知見と豊富な経験を有しており、当社入社以来上場関連業務に携わり、情報開示実務や業務管理体制作りで当社の経営に貢献してまいりました。当社のさらなる企業価値向上に大きく寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。	
4	かねだ かずや 金田 和也 (1981年 8 月13日生) 新任	2006年12月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2009年 7 月 当社入社 2013年12月 当社執行役員第二企業情報部長(現任)	200,000株
		取締役会への出席状況	
		—	
		取締役候補者とした理由 入社以来、企業情報部でコンサルタントに従事し、2013年には当社執行役員に就任。現在第二企業情報部長として職責を十分に果たし、また卓越したリーダーシップは当社のさらなる企業価値向上に大きく寄与できると判断し、同氏を取締役候補者としました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	たしろ まさあき 田代 正明 (1941年12月10日生) <u>再任</u> 社外取締役 独立役員	1965年 4 月 オリエント・リース(株)(現 オリックス(株))入社 2003年 6 月 同社常務執行役 2004年 2 月 同社専務執行役 2005年 3 月 (株)大京取締役 2005年 4 月 同社代表取締役社長 2005年 6 月 同社取締役兼代表執行役社長 2010年 6 月 同社相談役 2015年11月 当社社外取締役就任(現任)	一株
	取締役会への出席状況	100% (19回／19回)	
	社外取締役在任年数	2 年	
	社外取締役候補者とした理由 長年の経営者としての豊富な経験と知見をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
6	かみや かずひこ 神谷 和彦 (1947年 8 月28日生) <u>再任</u> 社外取締役 独立役員	1972年11月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 1995年 5 月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 2010年 7 月 神谷和彦公認会計士事務所開設(現任) 2011年 5 月 わらべや日洋(株)(現 わらべや日洋ホールディングス(株))社外監査役就任(現任) 2013年 6 月 (株)ISホールディングス社外監査役就任(現任) 2015年 6 月 戸田建設(株)社外監査役就任(現任) 2016年 6 月 FDK(株)社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年11月 当社社外取締役就任(現任)	一株
	取締役会への出席状況	100% (14回／14回)	
	社外取締役在任年数	1 年	
	社外取締役候補者とした理由 公認会計士としての豊富な経験と専門性を有し、また上場会社の社外役員としての職務経験をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

以上

添付書類

事業報告

〔 自 2016年9月1日 〕
〔 至 2017年8月31日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済対策などを背景に、企業収益や雇用情勢の改善が継続し、個人の消費マインドも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。また、米国での政権運営への懸念、中国経済の下振れ、北朝鮮情勢の緊迫化等、先行きの不安を抱えた状態が続いております。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&Aにおきましては、引き続きオーナー社長の高齢化に伴う後継者問題などを背景に市場は拡大傾向にあります。内閣府の2017年版高齢社会白書によると、日本国内の高齢者（65歳以上）の人口は過去最高の3,459万人、高齢化率は27.3%と4人に1人が高齢者となっております。また中小企業庁が2016年12月に公表した事業承継ガイドラインによると、中小企業の経営者年齢のピークは、過去20年間で47歳から66歳となり、経営者の高齢化は益々進んでおり、多くの中小企業が今後5年から10年の間に事業承継のタイミングを迎えようとしています。後継者不在の問題を抱えるオーナー企業では、その解決策としてM&Aによる事業承継への期待が年々高まっております。

このような環境下、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、信用力を更に向上させるため2017年6月23日付で東京証券取引所マザーズ市場から市場第一部に市場変更しました。

営業面におきましては、知名度向上のため、2016年9月に東京証券取引所マザーズ市場上場を記念し、特別セミナーを東京で開催しました。また、新規顧客開拓のため、2016年10月と11月に全国9か所でセミナーを開催、2017年3月に全国3か所でセミナーを開催、2017年6月と7月に全国12か所でセミナーを開催し、中堅・中小企業におけるM&A活用と事例、実際に会社を譲渡された元経営者の体験、事業承継の体系的な基礎知識や事業承継に係る税金について解説いたしました。

また、税理士協同組合や証券会社等の業務提携を拡充させ、新規顧客ルートの開拓に取り組みました。

人員面におきましては、受託案件の増加に対応するため、当事業年度においてM&Aコンサルタントを11名増員いたしました。

さらに当社WEBサイトの価値向上にも取り組みました。M&Aをもっと身近に感じてもらうための情報発信WEBサイト「M&Aonline」に、大量保有報告書データベース及びTOBプレミアムを集計したランキングページを新たに構築し、充実させました。

この結果、当事業年度においては計67組(前期48組)の案件が成約し、売上高は3,092百万円(前期比54.1%増)、営業利益は1,150百万円(前期比44.4%増)、経常利益は1,144百万円(前期比44.9%増)、当期純利益は803百万円(前期比57.4%増)と過去最高の業績となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は4百万円であり、その主な内訳は、有形固定資産の取得2百万円等でありました。

なお当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は2017年6月22日に、東京証券取引所市場第一部への市場変更に伴い、公募増資により156,300株の新株式を発行し、736百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①信用力の向上

中堅・中小企業の譲渡希望先にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力に繋げる生涯における一大事であります。譲渡希望先は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望先にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に投下することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡先と買収先がM&Aを進める上では、仲介会社である当社の信用力が必要不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業となるべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件会議を毎週

開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

②譲渡案件探索

M&A仲介事業の拡大のために、譲渡案件の探索及び受託を重要な課題と考えております。

当社では、セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌での記事掲載により、M&Aに関する情報発信による潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおりますが、発信する情報の拡充を図るとともに、効果的・効率的に譲渡案件が受託できるよう努めてまいります。この一環として、新たに公開したM&A専門の情報サイト「M&Aonline」上のコンテンツを充実させることで情報発信を強化してまいります。また、経営者の悩みやニーズに適切に応えるべく、潜在的な顧客へのダイレクトマーケティングも持続的に強化してまいります。

一方、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により間接的な案件受託を推進しておりますが、当該受託の増加を図るため、新たな提携先の探索や提携領域の拡大に取り組んでまいります。新たな提携領域として、ベンチャー支援企業（団体）等との業務提携を開始いたしました。これらの提携関係については更なる強化に努めてまいります。

③M&A活動エリア、M&A対象分野の拡充

当社は、東京に本社を置くとともに、札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡に営業所を設置し、全国の企業をM&A仲介の対象としておりますが、社内の人的資源にも限りがあり、全国全てのエリアにおいてM&Aニーズへの十分な対応ができていないとは判断しておりません。このため、顧客ニーズに十分な対応ができていないエリア等を見極め、その時々で注力エリアを選別することで経営資源の有効的な活用を図るとともに、中長期的にはそのエリアの拡大に努めてまいります。その一環として、2017年9月に福岡営業所を移転し、福岡を中心とした九州での営業活動を強化させております。

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場は活性化している状況であります。事業承継だけに限定することなく、ベンチャー企業のエグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM&Aニーズにも対応を図るとともに、M&Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M&A市場全体が発展していく中で安定的な経営が行えるよう努めてまいります。

④人材の確保・育成

当社では、M&A仲介事業を成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM&Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を獲得することに注力していく方針としております。とりわけ、当社は公認会計士・税理士が主体となって業務を行うことで、サービスの向上を図っており、公認会計士・税理士の採用を継続的に進めてまいります。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M&A情報の共有等の施策を図ることとしております。さらに、優秀なM&Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して随時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

⑤マッチングサイト「M&A市場SMART」の更なる活用

当社では、譲渡希望先の意向によって、インターネット上でのマッチングサイト「M&A市場SMART」に企業名を伏せたまま案件概要を掲載し、買収に関心のある企業を募っております。「M&A市場SMART」を活用し、不特定多数の企業から買収候補先を探索することは、譲渡希望者にとってはより良い条件での譲渡の可能性が高まるとともに、買収候補先にとっても譲渡案件を適時に把握でき、すぐに買収に参加できることとなり、双方にメリットがあります。このような「M&A市場SMART」の利点を生かし、顧客満足を一層高められるよう、継続的にWEBサイトの更新・強化を図ることで「M&A市場SMART」の利便性を高めるとともに、より多くの企業から「M&A市場SMART」を経由して買収希望を獲得できるよう、その普及に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別		第18期	第19期	第20期	第21期
		2014年8月期	2015年8月期	2016年8月期	(当 事 業 年 度) 2017年8月期
売上高	(千円)	590,823	1,423,702	2,006,916	3,092,644
経常利益	(千円)	94,341	547,278	790,197	1,144,641
当期純利益	(千円)	81,974	329,113	510,783	803,733
1株当たり当期純利益	(円)	10.69	41.87	60.61	86.78
総資産	(千円)	782,873	1,696,571	2,722,312	4,507,275
純資産	(千円)	692,427	1,177,145	2,258,184	3,744,594
1株当たり純資産額	(円)	90.34	141.55	253.26	386.95

(注) 当社は、2016年2月29日付で、普通株式1株につき500株の割合で、2016年12月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2017年8月31日現在）

事 業	事業内容
M&A仲介事業	顧客間のM&Aを仲介、もしくはアドバイスし、顧客のM&A取引を創出しております。 またこれに付随して、顧客間でのM&A取引を検討するための判断材料の提供業務も行っております。具体的には企業評価、財務デューディリジェンス等の業務となります。

(8) 主要な営業所（2017年8月31日現在）

事業所	所在地
本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ18階
札幌営業所	北海道札幌市中央区北一条西四丁目2番2号 札幌ノースプラザ8階
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号 パルシティ仙台2階
名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号 名古屋三井ビル本館7階
大阪営業所	大阪府大阪府中央区本町二丁目1番6号 堺筋本町センタービル13階
高松営業所	香川県高松市紺屋町9番地6 高松大同生命ビル5階
福岡営業所	福岡県福岡市博多区東比恵二丁目7番14号

（注）福岡営業所は、2017年9月1日付で移転し、所在地は福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番3号 明治安田渡辺ビル6階となっております。

(9) 従業員の状況（2017年8月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	15名増	35.0歳	3.1年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2017年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,677,100株
- (3) 株主数 5,777名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社K&Company	2,700,000株	27.90%
荒井 邦彦	2,048,900株	21.17%
三井住友信託銀行株式会社	402,000株	4.15%
石塚 辰八	350,000株	3.62%
鈴木 伸雄	290,000株	3.00%
大同生命保険株式会社	249,000株	2.57%
金田 和也	200,000株	2.07%
石垣 圭史	131,500株	1.36%
中村 康一	120,000株	1.24%
渋谷 大	114,000株	1.18%

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は2016年12月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数が5,999,200株増加しております。
- ②2017年6月22日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が156,300株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当該事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2017年8月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 井 邦 彦		
取 締 役 副 社 長	鈴 木 伸 雄	執行役員企業情報 部統括部長	(株)セルバンク 取締役 (株)ISホールディングス 取締役
取 締 役	中 村 康 一	執行役員管理部長	
取 締 役	田 代 正 明		
取 締 役	神 谷 和 彦		神谷和彦公認会計士事務所 代表 わらべや日洋ホールディングス(株)社 外監査役 (株)ISホールディングス社外監査役 戸田建設(株)社外監査役 F D K (株)社外取締役(監査等委員)
常 勤 監 査 役	荒 木 二 郎		
監 査 役	寿 藤 聡		税理士法人ブレイン総合会計 代表
監 査 役	黒 松 百 亜		晴海協和法律事務所

- (注) 1 田代正明及び神谷和彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、東京証券取引所に対し、田代正明、神谷和彦、荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の5氏を独立役員として届け出ております。
- 4 常勤監査役荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、監査役寿藤聡氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 2016年11月25日開催の第20回定時株主総会において、神谷和彦氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役田代正明氏、社外取締役神谷和彦氏並びに社外監査役荒木二郎氏、社外監査役寿藤聡氏及び社外監査役黒松百垂氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5 名	76,600千円
(うち社外取締役)	(2 名)	(4,200千円)
監 査 役	3 名	12,000千円
(うち社外監査役)	(3 名)	(12,000千円)
合 計	8 名	88,600千円

- (注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
- 2 2014年11月25日開催の第18回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内となっております。
- 3 取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員に対する月額固定報酬について、役位、職務内容、職務量等を踏まえ、取締役の報酬は取締役会で決議し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。なお、取締役については、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬の他に、業績連動の報酬を支給することとしており、業績連動報酬については、取締役会で決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役神谷和彦氏は、神谷和彦公認会計士事務所の代表、わらべや日洋ホールディングス(株)社外監査役、(株)ISホールディングス社外監査役、戸田建設(株)社外監査役、及びFDK(株)社外取締役(監査等委員)を兼務、監査役寿藤聡氏は税理士法人ブレイン総合会計の代表を兼務、監査役黒松百亜氏は晴海協和法律事務所を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況
取締役 田 代 正 明	当事業年度に開催された取締役会には19回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 神 谷 和 彦	就任後に開催された取締役会には14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
常勤監査役 荒 木 二 郎	当事業年度に開催された取締役会には、19回の全てに、また、監査役会には、14回の全てに出席し、主に金融機関を通じて培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 寿 藤 聡	当事業年度に開催された取締役会には、19回の全てに、また、監査役会には、14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 黒 松 百 亜	当事業年度に開催された取締役会には、19回の全てに、また、監査役会には、14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 14,000千円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,250千円 |

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、当社規模、特異性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して、報酬を支払っている非監査業務の内容は、「監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォートレター）」作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
- ・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
- ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社に関係会社は存在しないものの、新たに関係会社が生じた場合には、遅滞なく関係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。

- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。

⑧監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項

- ・ 監査役会は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。
- ・ 監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ①取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役2名が選任されております。また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ②監査役会は14回開催され、全員が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(注) 本事業報告中における記載数字は、金額・株数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

2017年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,313,658	流動負債	721,225
現金及び預金	4,158,156	買掛金	22,130
売掛金	93,618	未払金	351,072
前払費用	24,171	未払費用	16,831
繰延税金資産	36,293	未払法人税等	241,558
その他	1,980	前受金	11,500
貸倒引当金	△562	預り金	4,615
		その他	73,517
固定資産	193,616	固定負債	41,455
有形固定資産	43,632	その他	41,455
建物	27,460	負債合計	762,680
工具、器具及び備品	13,472	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,700	株主資本	3,740,692
無形固定資産	2,068	資本金	823,741
ソフトウェア	2,068	資本剰余金	801,491
投資その他の資産	147,915	資本準備金	801,491
投資有価証券	23,994	利益剰余金	2,115,459
繰延税金資産	14,344	その他利益剰余金	2,115,459
その他	109,577	繰越利益剰余金	2,115,459
		評価・換算差額等	3,902
		その他有価証券評価差額金	3,902
資産合計	4,507,275	純資産合計	3,744,594
		負債純資産合計	4,507,275

損 益 計 算 書

(自 2016年9月1日
至 2017年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,092,644
売上原価		1,242,651
売上総利益		1,849,992
販売費及び一般管理費		699,407
営業利益		1,150,585
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	1,503	
その他	75	1,679
営業外費用		
株式交付費	7,623	7,623
経常利益		1,144,641
税引前当期純利益		1,144,641
法人税、住民税及び事業税	358,440	
法人税等調整額	△17,533	340,907
当期純利益		803,733

株主資本等変動計算書

(自 2016年9月1日
至 2017年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	431,268	409,018	409,018	1,415,749	1,415,749	2,256,035	2,148	2,148	2,258,184
当期変動額									
新株の発行	392,473	392,473	392,473			784,946			784,946
剰余金の配当				△104,023	△104,023	△104,023			△104,023
当期純利益				803,733	803,733	803,733			803,733
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							1,753	1,753	1,753
当期変動額合計	392,473	392,473	392,473	699,710	699,710	1,484,657	1,753	1,753	1,486,410
当期末残高	823,741	801,491	801,491	2,115,459	2,115,459	3,740,692	3,902	3,902	3,744,594

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年10月20日

株式会社ストライク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 塚 原 克 哲 ㊞
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊞
--------------------	-----------------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライクの2016年9月1日から2017年8月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年9月1日から2017年8月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年10月27日

株式会社ストライク 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	荒	木	二	郎	㊞
監査役（社外監査役）	寿	藤	聡	㊞	
監査役（社外監査役）	黒	松	百	亜	㊞

以上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

